

令和5年5月15日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
【有料駐輪場の廃止について】	
課係名	地域安全対策課
電話番号	53-4060
【跡地利用、創業支援について】	
課係名	商工政策課
電話番号	53-4149
【土地の管理について】	
課係名	建設保全課
電話番号	53-4150

1. 発表事項 松阪市営有料駐輪場（松阪市営有料自転車駐車場）の廃止と、跡地利用について
2. 廃止理由と跡地利用 松阪市営有料駐輪場（松阪市営有料自転車駐車場）は、市が道路用地として所有していた敷地を利用し、昭和60年11月から運営していましたが、収容台数267台に対して、平成25年度の利用台数月平均72台から、令和4年度の利用台数月平均38台に減少していることから駐輪場を廃止します。  
跡地利用としましては、土地の管理者である建設部局と駅前の活性化を図る商工部局が連携し土地活用を図り、松阪駅前の活性化につながるよう、歩行空間、賑わい空間として、新規創業を考えている方向けのチャレンジショップなどの創業支援を行います。
3. 駐輪場廃止日 令和5年7月31日（月）
4. 場 所 松阪市京町503番4（三十三銀行横） ※別紙参照
5. 跡地利用の想定される対象者（事業）
  - ・商工会議所、商工会で創業支援を受けた方
  - ・松阪市女性起業家等のつながり交流創出事業 など